

日本、マレーシア、シンガポール、タイの移民労働者に 対する一般の人々の姿勢

エグゼクティブ・サマリー

背景事情

世界的に、国際的な移住に関する公の議論は、この数年間でますます活発になっている。特に、高齢化社会を抱える一部の政府においては、移民労働者に対して新たな門戸を開くと共に、多文化主義を支援するためのプログラムの検討を行っている。他の政府においても、現在、内国民と移民の両方に適用される家事労働者のための労働法の改正または作成作業が行われている。しかし、他の国々での最近の世論調査と選挙結果は、外国人への恐怖感を移民労働者に差し向けることが政治的手段となりうることを示している（Grosfoguel, Oso、及び Christou による 2015 年の報告ならびに Miller-Gonzalez 及び Rensmann による 2010 年の報告参照）。移民労働者に対する否定的な態度は、移民労働者の参加の制限または拒否、サービスへのアクセスの除外、または社会的保護を含む内国労働者に適用される多くの労働保護規制からの除外等の差別的行動を通じてさまざまな文脈で表されている。

2010 年、国際労働機関（ILO）は、移民労働者に対する公衆の姿勢を評価するために、アジアの 4 つの受入国（韓国、マレーシア、シンガポール及びタイ）における 4,020 人を対象とした大規模な世論調査を実施した。調査結果は、韓国とシンガポールにおいては移民労働者より多くの交流機会があるため、それらの国における移民労働者への支持が、マレーシアやタイよりもいくらか大きいことを示した。しかし、全体として、2010 年の調査結果は、すべての国の回答者の大多数が移民労働者に対して好意的ではない態度をとっていることを明らかにした（ILO、2011 年）。

上記調査からほぼ 10 年が経過した現在、ASEAN における TRIANGLE プロジェクト（ILO）及び安全／公正プロジェクト（ILO 及び国連女性機関：ASEAN 地域における女性移民労働者の権利と機会の実現プロジェクト）は、上記のうちの 3 ヶ国における姿勢の傾向を追跡するため、4,099 人を対象として同様の調査を実施した。アジアの低技能移民労働者の重要な受入国として日本が出現したことを考慮して、韓国が日本に置き換えられ、元の調査対象の 4 ヶ国のうちの 1 つが変更された。移民労働者に対する公衆の支持の縦断的な変化を特定するため、最初の調査時から特定の質問が繰り返される形で本調査は行われた。

今回の 2019 年の調査では、女性特有の課題に関する質問、例えば女性移民労働者に対する暴力の廃絶、家事労働および性労働という女性中心の労働についてのディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）、出産休暇を含む社会的保護、ならびに妊娠期間中を含めあらゆる場面での非差別を問う質問も加えられた。

現在の状況

東南アジア及び太平洋地域に居住している記録上の移民労働者の数は、推定 1,160 万人である（ILO、2018b）。移民労働者は、送出国及び受入国の双方の経済と社会に重要な貢献を行っている。

2017 年におけるこれらの地域における移民労働者のうち、520 万人が女性である（ILO、2018b）。女性移民労働者は、家事労働、エンターテインメント、水産加工、電子機器製造及び衣料品製造等、いくつかの部門において労働者の大多数を構成している。彼女達は、移民プロセスにおいて、頻繁に性別に基づく不平等、搾取、そして時には暴力を経験し、それが移民労働者として経験する偏見や差別を悪化させている。

日本では、総人口約 1 億 2600 万人のうち、移民労働者の数が占める割合は全体の 2% 未満である（移民政策研究所、2018 年）。マレーシアでは、移民労働者の数は推定 420 万人から 480 万人とされている（世界銀行、2019 年）。シンガポールでは、約 560 万人の人口に対して、85 万人以上の移民労働者がいる（シンガポール労働省、2019 年）。タイには推定 390 万人の移民労働者がいるとされており、そのほとんどはカンボジア、ラオス人民民主共和国及びミャンマーから来ている（タイの移住に関する国連のワーキンググループ、2019 年）。

本調査における受入国においては、主に低賃金の分野（家事労働含む介護労働、エンターテインメント、建設、農業及び製造業）における低技能労働者の需要が存在する（2019 年のタイの移住に関する国連のワーキンググループの報告、ならびに ILO の 2017b、及び 2017 年の国連女性機関からの報告）。しかし、4ヶ国すべてにおける公衆の大多数は、移民労働者に対して否定的な認識を持っており、移民労働者が受入国の経済や社会に対して実際に行っている貢献の状況と矛盾した姿勢が持たれている。その姿勢は、時には、公衆の大多数が採ると表明した行動や、大多数が支持する特に移民女性の問題に関する政策と矛盾することもある。

残念ながら、移民労働者に対する否定的な態度は、彼らに対する差別、搾取、さらには暴力を容認する可能性がある。また、家事労働に関する政策等、女性移民労働者に最も影響を与えるものを含め、労働力移動に関する政策に悪影響を与える可能性もある。公衆の姿勢及び認識は、彼らが遭遇する移民労働者の多様に交差するアイデンティティーに基づき変動する。受入国における公衆は、移民労働者の国籍、社会的性別、生物学的性別、民族、婚姻状況、言語、人種、登録上の地位、年齢、または学歴に基づく偏見を抱くことがある。

公衆意識のニュアンスと複雑さ、そして姿勢と行動との関係を理解することは、地域全体における積極的な移住の成果、差別の撤廃、労働及びサービス提供における権利保護、ならびに労働移住の搾取及び暴力からの自由を確保することを狙いとするあらゆる方策にとって不可欠となる。

主な調査結果

受入国の移民労働者に対する公衆の支持の全体的なレベルを理解するため、本調査は、労働市場の人手不足、移住と犯罪、社会的・文化的脅威、内国民との平等な扱い、女性移民労働者に対する暴力、家事労働やエンターテインメント部門のような女性中心の産業部門といったいくつかのテーマに関連する公衆の支持と姿勢を調査する。

■ アジアでは、人口動態が変化している。移民の受入国では、従属人口指数が低下しており、それは、人口における労働者の割合が低くなっていることを意味し、また、人口が高齢化していることをも示唆している。いずれの点も、労働力を維持し、高齢者に介護を提供するためにより多くの労働者が必要であることを示している。さらに、世界銀行のマレーシアのデータによると、たとえば、手作業または「低技能」の移民労働者が正味 10% で増加した場合、マレーシアにおける GDP を最大 1.1% 押し上げる可能性があることを示している（世界銀行、2015 年）。

しかし、これらの労働市場における人手不足の状況及び労働力移動による経済的利益にもかかわらず、公衆のすべてが移民労働者の必要性を確信しているわけではない。回答者のうち、マレーシアで 56%、タイで 53%、日本で 34%、そしてシンガポールで 25% の人々が、彼らの国では移民労働者は必要ないと回答した。移民労働者が「経済的消耗」（“drain on the economy”）であるかと尋ねられると、シンガポールで 30%、日本で 32%、タイで 40%、マレーシアで 47% の回答者がそのことに同意した。

■ 日本で 51%、シンガポールでは 52%、タイでは 77%、そしてマレーシアでは 83% というように、世論調査の対象者の回答者のうちの高い割合の人々が、移民の受け入れにより犯罪率が増加したと感じたと回答した。しかし、たとえばマレーシアでは、近年の計量経済学の研究により、移民労働者が存在が財産犯と暴力犯の両方の犯罪を減少させることが示されている。また、移民労働者が 10 万人増加するごとに、犯される犯罪は 1.5% 減少するとされる（Özden, Testaverde、及び Wagner による 2015 年の世界銀行からの報告参照）。2010 年のマレーシアの調査結果と比較すると、移民が多数の犯罪を行っていると考える回答者のレベルが、2019 年には 80% から 59% に劇的に低下したという一つの肯定的な傾向が見られた。¹

■ 移民労働者が自国の文化と伝統を脅かすと認識している回答者は、日本で 42%、シンガポールで 53%、タイで 58%、マレーシアで 68% 存在した。同様に、公衆の中には、移民労働者の労働倫理が貧弱であるゆえに、彼らを信頼できないと答える人もいる（シンガポールで 32%、日本で 34%、マレーシアで 44%、そしてタイで 60%）。

これらの傾向は、移民が受入国において社会的排除と差別に直面している状況を示しているが、女性移民労働者が移住時に子どもを連れて行くことを許可すべきかどうか尋ねられたとき、日本とタイの回答者

¹この段落では、移民と犯罪に対する公衆の姿勢について 2 つの異なる方法により質問した際の数値を示していることに注意してほしい。最初の質問は、犯罪率が増加したと思うかどうかを回答者に対して尋ね、2 番目の質問は、回答者に移民が多数の犯罪を犯すと感じるかどうかを尋ねる。

において大多数の支持があった（シンガポールで 33%、マレーシアで 43%、日本で 55%、そしてタイでは 62%）。さらに、調査では、公衆の過半数が、移民について不快なことを言っている人に対して過去に反対した、または今後反対すると回答していることが判明した（シンガポールで 54%、タイで 58%、日本で 26%、そしてマレーシアで 70%）。

- 国際法では、移民労働者の雇用及び労働条件について内国民と同等の待遇とする平等が謳われているものの、すべての移民の職場における平等に関する法的なギャップは根強く存続している。調査対象となった公衆の過半数が、移民は同じ仕事に対して内国民と同じ賃金や給付を期待することはできないという見方を持っていた。この見方は、シンガポール（60%）とマレーシア（58%）で特に強く、それらに次いでタイ（52%）が続いた。日本においては、この見方を持つ公衆は少数派（35%）であった。

調査の後半で、性別の要素を追加し、移民女性が内国民と同等の賃金を受け取るべきかどうかを尋ねると、マレーシア人は回答に一貫性があったが（56%の人々は自国民と同等の賃金を受け取るべきではないと回答した）、他の 3ヶ国の回答者においては、上記の質問時に比べると否定的な態度を示した人ははるかに少なく、シンガポールで 42%、タイで 25%、日本で 17%であった。さらに進んで、女性移民労働者を支持する結果の表れとして、すべての国の公衆の過半数が、女性移民労働者が出産休暇の権利を有するべきであると回答しており（タイで 71%、日本で 66%、マレーシアで 62%、そしてシンガポールで 51%）、これはマレーシアとシンガポールの現行法に反する結果でもある。

- 女性移民労働者に対する暴力の問題は、支持と対処メカニズムという点において、調査対象となった公衆が移民に対して最も強い支持を与えた問題だった。公衆は、以下の回答のレベルで、女性移民労働者が暴力を受けた場合のシェルターへのアクセスを支持している。すなわち、日本で 68%、シンガポールで 79%、マレーシアで 81%、そしてタイで 85%の人々がそれを支持した。女性移民労働者に対する暴力を減らすためのより強力な法執行を支持するかどうか尋ねられたとき、日本で 67%、シンガポールで 77%、マレーシアで 82%、そしてタイで 83%の公衆が肯定的な反応を示した。

この調査に示されているような移民女性に対する暴力からの自由に対する公衆の強い支持を活用し、それを立法及び行動へと結びつけることは、特に世界中の政府、労働組合及び使用者が暴力対策のために新たな国際法を採択するために協調する際に不可欠となる。2019年6月の国際労働総会では、暴力やハラスメントのない仕事の世界に対するあらゆる人の権利を認識した上で、仕事の世界における暴力やハラスメントを排除することに関して、2019年の仕事の世界における暴力とハラスメントの撤廃に関する条約（第190号）及び付随する2019年の暴力と嫌がらせに関する勧告（第206号）を採択した。

- 暴力を経験した女性移民労働者を支持することに関する2点目として、公衆は、家事労働者の労働条件の改善も支持したが、使用者である回答者の支持度は低かった。全体的な数値として、日本で 64%、マレーシアで 71%、シンガポールで 78%、そしてタイで 80%の公衆が家事労働者の労働条件の改善について支持することを示している。また、すべての国における人々の過半数が、ケア労働を正式な職業として認めることを支持した。

ただし、この公衆からの支持は、調査で使用者によって報告されたような良好な雇用条件や権利の提供へと換わることはなかった。8つの権利（有給休暇、残業手当、パスポートまたは電話を持つことができること、週休等）のリストを示された際、タイにおける使用者は、家事労働者に平均で約4個の権利を提供していると回答した。シンガポールでは平均約3個、マレーシアでは平均2.5個、日本では平均1個という回答だった。最も一般的に提供された権利は、有給休暇、病気休暇、及び週に1日の休暇であった。移民女性に対して出産休暇を認めることは稀なことだが、これはタイの使用者によって最も頻繁に言及された権利であった。日本の家事労働者の使用者の約43%は、家事労働者にはこのような権利を全く与えていないと回答した。

■ 移民労働のうち、女性中心の産業部門であるエンターテインメント労働は、公衆の姿勢やステレオタイプの影響を強く受けている。エンターテインメント部門とその中の性産業は、地域において主として労働保護の外にあり、犯罪化されている。2019年の国連のタイにおける移住報告書は、次のように述べている。「彼らの仕事の犯罪化と人身売買防止介入の実施により、タイの移民の性労働者は、ハラスメントと逮捕について不変の脅威に直面し、収入を得て家族を支援する能力が著しく損なわれている（2019年、タイの移住に関する国連ワーキンググループ）」。

本調査は、公衆に対して性労働者の労働条件の改善に対する支持についても尋ねた。労働条件の改善への支持は日本とタイで最も高く（52%）、シンガポール（40%）とマレーシア（22%）がそれに続いた。また、調査は、性労働の非犯罪化に対する公衆の支持についても尋ねた。タイでは、公衆の40%が、シンガポールで36%が、日本で30%が、そしてマレーシアで17%が非犯罪化を支持した。

移民労働者に対する公衆の支持と相関する要因は何か？ 移民労働者との交流

本調査では、人口動態に関する変数が移民労働者に対する公衆の支持状況と相関しているか否かを調査した。各国間でいくつかの違いが見つかったものの、人口動態に関する変数と、公衆の支持のレベルとの間に強く関連は見られなかった。

その代わりに、移民労働者との交流の頻度と質は、全般的に移民労働者に対する支持の強力な予測因子であることが判明した。マレーシアとシンガポールでは移民労働者との個人的な接触機会がかなり多かったのに比べ、日本では移民労働者と出会う可能性のレベルは最も低く、回答者の53%が今まで全く移民と出会ったことがないと報告した。対照的に、マレーシア、シンガポール及びタイでは、それぞれ公衆の5%、8%及び11%が今まで移民労働者に出会ったことがないと報告している。

したがって、コミュニティにおける移民労働者とのより多くの交流機会の促進が重要である。相互の信頼の構築、理解及び親しみを育む介入が重要となる。受入国の内国民と移民労働者との距離を縮めるためには、移民労働者が公平かつ平等の待遇を受けること、都市計画、職場における包摂、コミュニティプラットフォームが社会的交流を促進するために機能すること、ならびに移民労働者に適用される除外事由ま

たは「特別なルール」がないことを確実にするための法律と政策の変更を含む多面的なアプローチが必要となる。

移民労働者に対する公衆の支持の変化：2010年から2019年まで

本調査は、2010年の調査との縦断的な比較において、知識、姿勢及び行為における変化を評価することを目的としている。2019年の調査における調査対象国として、韓国が日本へと置き換えられたため、縦断的な結果はマレーシア、シンガポール及びタイにおいてのみ比較された。2010年と2019年のKAP指数（15の質問に対してなされる0～100の目盛りからの回答の合成から成る知識、姿勢及び行為の指数）スコアを見ると、3ヶ国すべてにおいて緩やかな低下が見られた。これは、移民労働者への支持が減少したことを示している。シンガポールとタイではそれぞれ7ポイントの指数の低下が見られたが、マレーシアでは3ポイントのわずかな低下に留まった。これらの低下があったにもかかわらず、シンガポールは依然として最高得点国であり続けており、シンガポールにおける移民労働者への支持は、マレーシアやタイよりも比較的強いことを示している。しかし、これらの結果は、3ヶ国すべてにおいてほとんどの人々が移民労働者について限定的な知識しか有しておらず、移民労働者に対して多くの否定的な姿勢を持ち、移民を支持する行動に出たくないと考えていることを示唆している。

シンガポールでは、2010年に移民労働者と公衆との間の交流が高いレベルで存在することを示したが、2019年には移民労働者と公衆との交流のレベルは低下した。2019年におけるシンガポールの回答者は、主に職場の友人または同僚として移民労働者を個人的に知っているとして報告した（2010年には55%であったことに対して、2019年には48%）。

全体として、マレーシアとタイの両方で、移民労働者と公衆との交流の機会は増加した。マレーシアでは、2010年より17%多くの人々が移民労働者を知っていると回答した。タイでの増加率は非常に高く、2010年より40%多くの人々が移民労働者を知っていると回答している。これは、領域全体において顕著な結果となっており、タイの都市部と農村部の両方において同じ状況であった。

移民労働者と個人との交流の存在と、より高いKAP指数との間で相関関係が見られたにもかかわらず、この期間中、3ヶ国すべてにおいて移民労働者への支持は減少した。これは、移民労働者との交流機会がない回答者におけるKAP指数の大幅な低下（タイ、マレーシア及びシンガポールでそれぞれ40%、17%、9%の減少）によるものである。移民労働者と定期的に交流している回答者のKAP指数は大きく変化しておらず、これは、移民労働者と接点を持っている人とそうでない人との間で支持の二極化が進んでいることを示唆している。

ただし、上記の調査結果は条件付きであり、家事労働者の使用者からの回答結果を見ると微妙な違いが見つかる。調査では、家事労働者の使用者が否かを尋ねており、これによって、移民労働者に対する支持において使用者と非使用者の分類による分析が可能となった。2010年の調査では、移民の家事労働者の使用者であることと、彼らの移民労働者に対する積極的な支持との間に強く肯定的な関係が見つかった（KAP指数と相関していることから明らかである）。しかし、2019年にはこれらの結果は劇的に変化している。シンガポールでは、家事労働者の使用者の支持がわずかに減少したのに対し（100ポイ

ントのうち6ポイント減少)、マレーシアとタイでは、使用者の支持がはるかに少ないことが判明した(支持はそれぞれ25ポイントと22ポイント減少している)。この発見は、今日におけるマレーシアとタイにおける移民の家事労働者が、2010年よりも高い確率で差別に直面している可能性があることを示唆している。

提言

1. 政策や実務の変更等を通じて、受入国における移民労働者の包摂、社会的交流及びコミュニティへの関与を促進する。

1.1 差別及び移民労働者の公正な待遇と社会的包摂を妨げる障壁に取り組むために、特定の問題に対する姿勢の変化を促す。

- 移民労働者が内国民と同等の権利に完全にアクセスできるように、移民及び雇用政策を改革し、他の国内規制と整合させる。これらの政策は、移民労働者を一時的な労働力とみなす否定的な傾向を覆す可能性がある。
- 各種サービス、社会保障、学校及び医療施設へのアクセスを含む、社会的包摂を支援する政策、規制及び運用手続きを採用する。
- 都市計画は、移民労働者の宿泊施設のゲッター化を回避することにより、社会的包摂を促進することができる。物理的な距離は、移民労働者が地域社会に溶け込むのを妨げ、隔離及び差別を助長する障壁となる。
- 労働力移動の統治メカニズムがアクセス可能なものであること、手頃な価格であること、及び時間がかからないものであるようにする。4ヶ国すべてにおいて、回答者は、正規の地位にある移民労働者が、そのような地位にない者に比べるとより順応性があると回答している。実際、正規ではない地位にある移民労働者は、公の場に過度に露出し当局に遭遇すると、逮捕、拘留及び国外追放に至る可能性があるため、公の場に出るのを恐れている。

1.2 移民労働者と公衆が有意義に交流し、社会と経済に対する移民労働者のプラスの影響を実証できるプラットフォームとコミュニティイベントを促進する政策を設計、支援及び実施する。

1.3 移民労働者の権利保障を促進するため、使用者や労働組合と協力し、職場への包摂を奨励する。労働組合は、組合員として移民労働者が加入することが合法な場合に、移民労働者を受け入れ、加入を支援することにより、組合の団結及び包摂を促進することができる。移民労働者と労働組合員を対象にしたキャンペーンは、移民労働者が労働組合に加入することが合法な場合において、その加入を奨励し、出身国や移住状況に関係なく、すべての労働者を労働組合の一部として受け入れ、かつ能力付けることに向けた姿勢を形成するものとすべきである。移民労働者または移民に依存する産業部門に対して存在する、組合加入に関する制限を撤廃すべきである。

1.4 法的文書その他の公式文書において、移民や移民労働者に関して非人間的な用語の使用を避ける。

2. 公衆と共に啓発活動を実施する。

2.1 移民労働者及び移民労働者の国の経済への貢献について、正確で前向きな情報を提供することによって意識を高めるキャンペーンを設計する。本調査により、回答者の過半数が、移民労働者が受入国の国々に与える重要な貢献について限定的な知識しか有していなかったことが判明した。啓発キャンペーンは、社会的規範及び共有された価値観を変えることに取り組むことで、公衆に理想的な形で情報を伝達するのに役立つ。公衆がより個人別に特化した方法でメッセージに触れられるように、特定の産業分野や問題に焦点を当てることが重要である。

- 移民労働者に対する否定的な姿勢の根源に取り組むキャンペーンを促進する。特定の移民労働の産業部門及びその産業部門内の内国民と移民労働者との間の交流にも焦点を当てることにより、公衆と移民労働者との間の個人的なつながりを発展させるよう努める。
- 移民労働者による有益な影響の実証を促進することによって肯定的な姿勢を強化すると同時に、移民労働者を犯罪者として特徴付けたり、移民労働者が内国民から仕事を奪ったり経済に悪影響を与えるとする一般的な寓話の誤りを暴く。
- 偏見の払拭に取り組む、移民労働者が働く役割とその産業部門における地位を向上させる。移民の仕事が過小評価することは、否定的な結果をもたらす、差別や社会的排除につながる可能性がある。ダイセントワーク、機会の平等、社会的保護、男女平等及び包摂の重要性を促進することが不可欠である。
- 伝達するメッセージが移民労働者、特に女性移民労働者を「犠牲者」または本質的に脆弱な存在として助長することのないように注意する。これは、移民労働者がより弱く、無力であるという論調につながり、違いが強調されることで移民労働者が職場で内国民と同等の権利主張をすることを阻害する可能性がある。
- 行為と態度の変化を促進するときは、法律その他の規範的指引に根ざした実務的留意点及び行動指針を提供する。
- メッセージの伝達を最大化するために、Facebook、Line、YouTube 及び Instagram 等のソーシャルメディアプラットフォームのみならずマスメディアを通じたメッセージの伝達を行う。オンライン上の「フェイクニュース」、人種差別及びヘイトスピーチに取り組む、市民社会のオンライン活動が促進及び支持されるようにする。

2.2 インフルエンサーグループに向けた対象別の働きかけを伴う公共キャンペーンを補完及び強化する。

- 国際機関その他の関係者と協力して、学校において移民労働者及びその家族に対する肯定的な態度を促進するよう政府に奨励する。本調査は、移民労働者の権利に関する一般的な知識の欠如を強調した。しかし、偏見と多様性に関する公教育は、移民労働者に対する態度を形成するだけでなく、差別的な社会規範やステレオタイプな行動様式を変える可能性がある。

- よりバランスのとれた包括的な情報公開を促進し、ニュースメディアが移民労働者に関する話題を扱う際に差別的でない用語の使用を奨励するための働きかけを実施する。ニュースメディアには影響力があり、政策立案者の計画と同様、公衆の姿勢に影響を与える。「違法」(illegal) という用語よりも「書類上登録されていない」(undocumented)や「非正規」(irregular)等の用語が用いられるべきであり、「異国人」(alien)という用語より「移民」(migrant)という用語が用いられるべきである。あらゆる機会において、個々の移民労働者の描写を人間的なものとし、移民労働者の数を過度に強調したり、支配的文化を棄損するものとして移民集団を描写したりする記述を避ける。

2.3 受入国の移民労働者に対する公衆の支持の変化と傾向を継続的に追跡する。 そうすることで、進行中のキャンペーンその他の働きかけが、公衆の姿勢の変化と適合することにつながる。より頻繁に姿勢の追跡を行うことで、調査が移民労働者に対する公衆の支持の変化の因果関係を特定することも可能となる。

3. 女性移民労働者に対する公衆の高度な支持を受け、女性に対する暴力に対処することを含め利用可能な機会を活用する。

3.1 女性移民労働者に対する暴力を廃絶するため、そのことについて肯定的な公衆の支持を活用する。 回答者は、暴力を経験した女性のシェルターへのアクセスと暴力に対するより強力な法執行に対する高いレベルの支持を示した。

- 暴力から逃れた女性移民労働者のニーズを満たすため、政府、労働組合及び NGO と協力して、シェルターの利用可能性と包括的なサービスの設計を確保することが推奨される。

- 暴力に対するより強力な法執行を確保するため、政府は、2019年の暴力とハラスメント条約（第190号）と法律及び政策を整合させ、これを批准することが推奨される。

- 政府、使用者、労働組合及び NGO は、移民女性や他の疎外されたグループに対するものを含め、仕事の世界における暴力とハラスメントを終わらせるためのキャンペーンを実施すべきである。仕事の世界における暴力とハラスメントの防止に繋がる複合戦略の中で、意識啓発とキャンペーンはその重要な要素とすべきである。

3.2 女性移民労働者が出産休暇を取得するための公衆の支持を活用する。

女性移民労働者が、より広い社会保障制度の枠組みにおいて、出産休暇について法令上及び事実上アクセスできるようにし、女性移民労働者が仕事または採用の過程において妊娠を理由に差別されないように、移民受入国の政策を変更及び/または実施することが必要である。

3.3 エンターテインメント部門及び性産業における人権及び労働基本権に関する認識の向上を支援する。労働保護メカニズムは、すべての移民女性のため、採用及び雇用における違法行為を排除し、暴力と搾取を防止するために必要となる（タイの移住に関する国連ワーキンググループ、2019年）。

3.4 性別への偏見及び職業分離に取り組む、性別に配慮した政策と実務を積極的に推進するよう、政府及び使用者を支援する。地域における性別による強い職業差別は、女性ができることまたはできないことについてのステレオタイプな認識による結果であり、特定の雇用機会へのアクセスにおける性の違いによる障壁の結果でもある。

4. 家事労働者の使用者の姿勢の衰退に対処する。

4.1 政府、労働組合及び家事労働者グループを含むその他の利害関係者は、家事労働の社会的・経済的価値、及び家事労働者の権利に関する調和の取れた証拠に基づく広報キャンペーンを実施する必要がある。家事労働は過小評価されることが多く、多くの場合、使用者から完全な仕事とは見なされておらず、国内労働法においても対象として完全包含されていない。

4.2 特にメディアを含むすべての利害関係者は、家事労働者を説明するに際して敬意を表した用語を用いる必要がある。すべての利害関係者は、「使用人」(servant)、「メイド」(maid) 及び「ヘルパー」(helper) 等の用語を避け、代わりに「家事労働者」(domestic worker) という用語を用いることにより、家事労働者があくまでも労働者であり、奴隷や家庭の一部でないことを正面から示すべきである。

4.3 2011年の家事労働者条約（第189号）を批准するだけでなく、家事労働者に対する肯定的な公衆の支持を活用して、女性移民労働者の労働条件の改善を目的とした規制を設計し、実施する。回答者は、介護労働者に対する認知、家事労働者の労働条件の改善、及び家事労働者のために内国民と同等で平等な労働基本権を保障することに対する高いレベルの支持を示した。現在、本調査の4ヶ国のいずれも第189号条約を批准していない。²同条約を批准することにより、同条約で認められる週ごとの少なくとも24時間連続した休暇、現物給与の制限、ならびに結社の自由、団体交渉権、及び雇用条件に関する明確な情報提供を通じて、家事労働者の労働条件の改善に向かうことができる。

4.4 移民家事労働者の使用者の知識、姿勢及び行為（どのような労働に関する権利が提供されるか等）を理解するために、さらなる調査を実施する。このような調査は、今日の使用者の移民労働者への支持が以前よりも少ないように見えるという事実を照らして重要となる。

² 国際労働基準に関する情報システムである ILO Normlex の以下のページを参照。

<https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:1:0::NO:::>[2019年3月13日のアクセス時の情報]